

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

昭和48年2月に会社を辞めてしばらくして、A町の年金組合で加入の指示を受けて自分で国民年金の加入手続をし、550円の国民年金保険料を自分で納付したはずである。同年3月の婚姻後は、夫の保険料と一緒に納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人及びその夫は、昭和48年3月の婚姻後20年以上にわたる長期間、保険料未納期間が無いことから、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料のみ未納とすることは考え難く、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間については納付済みであることから、申立人が申立期間の保険料も納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとして記憶している金額は、申立期間当時の国民年金保険料の金額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、昭和24年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立人の昭和24年4月の標準報酬月額については1,800円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年8月30日から21年1月1日まで
(A社)
② 昭和21年1月1日から22年9月1日まで
(B社)
③ 昭和23年1月6日から同年6月1日まで
(C社)
④ 昭和24年1月1日から同年5月1日まで
(D社)

申立期間当時は遊んでいられる時代ではなく、会社を退職する時は、次の仕事を決めてから退職していたので、厚生年金保険の加入記録に空白期間は無いはずである。私の申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち、昭和24年4月21日から同年5月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年5月1日となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険年金手帳番号払出簿及びD社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和24年4月21日となっており、申立人と同日に入社したとする同僚の資格取得日も、上記被保険者名簿によると同年4月21日となっており、オンライン記録においても同日となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和24年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行っ

たことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、昭和24年4月の標準報酬月額については、申立人のD社における同年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1,800円とすることが妥当である。

一方、申立期間④のうち、昭和24年1月1日から同年4月21日までの期間について、D社の上記の同僚は、「申立人と一緒に4月から勤め始め、D社が倒産して一緒に退社した。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、A社において昭和20年8月30日以降も、残務整理のため4か月勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は軍需関連事業所であり、同社における厚生年金保険被保険者台帳から、同社は昭和20年8月30日に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同日において従業員全員が被保険者資格を喪失していることが、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社は、昭和21年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に28人の者が厚生年金保険の資格を取得している上、その後、22年6月1日に13人及び同年9月1日に申立人を含め10人の者が厚生年金保険の資格を取得している。

また、昭和21年11月1日に被保険者資格を取得し、A社と一緒に勤務していた同僚は、「申立人がB社に入社したのは、私よりも後であり、数か月間一緒に勤務した。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、当該期間においてC社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社及びB社と一緒に勤務した同僚は、「私が、B社を辞めてすぐに勤めた厚生年金保険の未適用事業所であったE所でも、申立人とは数か月間一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人はB社とC社の勤務の間に、厚生年金保険の未適用事業所で勤務していたことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年6月21日まで

大学卒業後、昭和43年4月にA社に就職し、C県にあるD工場で現場実習を行い、その後、E県F市にあった同社B工場のG係に配属された。しかし、仕事の内容が自分の希望と合わなかったため、同年6月21日に退職し、出身地のH県に戻ってI社に再就職した。

A社B工場でもらった厚生年金保険被保険者証を所持しており、I社に再就職の際に提出したことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に勤務したI社が保管している従業員名票から、申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことが認められる。

一方、A社は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を提出しており、当該通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和43年4月1日と記載されているものの、当該資格取得に係る記録は、同年9月4日に取り消されていることが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同社に係る厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は、申立期間において当社で正規従業員として勤務し、昭和43年4月及び5月の保険料も控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の記載から、3万円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の決定通知書から、事業主が申立人について、昭和43年4月1日に資格取得した旨の届出を行ったことが確認できるものの、上述のとおり、当該資格取得に係る記録は取消しされている。仮に、事業主から、当該取消しに係る届出が無かったならば、その後、被保険者資格を喪失した旨の届出を提出する機会があったことになるが、当該届出は記録されておらず、社会保険事務所（当時）が、取消しに係る届出が提出されていないにもかかわらずこれを記録し、喪失に係る届出を記録しないということは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から、申立人の資格取得の取消しに係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から12年2月まで

平成11年6月から12年2月末までA社で働いていたが、給与明細書の支給額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額とねんきん定期便の標準報酬月額とが大幅に違っているため訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成11年8月の標準報酬月額については、申立人が所持するA社における同年8月の給料明細書において確認できる報酬額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年6月及び同年7月については、申立人が

所持するA社における同年6月及び同年7月の給料明細書の報酬月額、オンライン記録における標準報酬月額と同額となっている。

また、申立期間のうち、平成11年9月から12年2月までについては、申立人が所持するA社における11年9月及び12年2月の給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年2月19日から38年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年2月19日に、資格喪失日に係る記録を38年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、34年2月から36年9月までは8,000円、同年10月から37年7月までは1万円、同年8月から38年5月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月15日から38年6月1日まで

私は、中学を卒業して昭和27年から38年までA社に勤務していた。当時の同僚は皆厚生年金保険に加入し年金を受給しているが、同じように勤めていた私だけ厚生年金保険を受給できないのは納得できない。同僚と同じように厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び業務内容に関する申立人の記憶から、申立期間のうち昭和34年2月19日から38年6月1日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、昭和34年2月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同様の業務に従事していた複数の同僚は、同年2月以降に厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月19日から38年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において同様の業務に従事

していた申立人の姉の標準報酬月額により、昭和34年2月から36年9月までの期間は8,000円とし、上記同僚の標準報酬月額により、同年10月から37年7月までの期間は1万円、同年8月から38年5月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年2月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和27年3月15日から34年2月18日までについては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、同年2月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は昭和62年9月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務局における資格取得日に係る記録を平成19年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月21日から同年10月1日まで
② 平成19年12月28日

平成19年8月にA事務局に入社し、同年9月21日より正社員として、20年1月末まで働いたが、厚生年金保険の加入は19年10月1日となっている。また、同年12月に賞与の支給があったが、年金記録になっていない。当該期間の賞与明細書もあることから当該事業所に訂正を求めたが、事業主は病氣療養中であり、近々、廃業するというので取り合ってくれないので、厚生年金保険の加入記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人が提出した平成19年10月の給与支払明細書から、申立人は、当該期間においてA事務局で勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。
また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA事務局における平成19年10月の給与支払明細書から、15万円とすることが妥当である。
- 2 申立期間②について、申立人が提出した平成19年12月の賞与明細書から、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年11月まで
国民年金の加入手続や保険料納付について記憶が全く無いが、納付していると思う。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているところ、申立人が所持する年金手帳には、資格取得日が昭和63年10月21日と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、このころに行われたものと考えられる上、申立期間は未加入期間であり、A町役場(現在は、B市役所)から申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

平成元年4月からA町（現在は、B市）で勤務していたが、当初、勤務する期間は1年未満の予定であったため、住所変更をしなかった。2年春に、その後も勤務することが決定したため、住所をC市からA町に変更し、国民年金の加入手続をした。その際、町役場から平成元年度分の国民年金保険料の納付が必要と言われ、「前年度分」、「現年度分」と説明を受けながら納付書の発行を受け、2年度中に金融機関窓口で納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月に払い出され、同年4月1日に資格取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることは無く、申立人に対してA町役場による保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人は、納付書に従って国民年金保険料を納めていたとするのみで、加入手続時にA町役場で交付を受けた納付書の様式、申立期間の保険料の納付方法（分割納付又は一括納付）及び納付金額等の記憶が曖昧である上、申立期間の保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が国民年金保険料を納付した事実を推認することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年12月1日まで
② 昭和25年12月31日から26年9月1日まで
③ 昭和27年7月22日から29年3月まで

旧制中学校を卒業した昭和23年4月から、A事業所、B事業所、C事業所で駐留軍関係のアルバイトをしながら大学に通った。3か所の勤務期間の合計は、在学していた6年間に近いものと覚えており、厚生年金保険の記録が一部欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和23年4月から24年3月までの期間については、進駐軍労務者に係る厚生省保険局長通知「駐留軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、駐留軍施設に勤務する日本人労務者は24年4月1日から厚生年金保険に加入することとなったことから、申立人が23年4月から24年3月31日までの期間について厚生年金保険の被保険者となることは考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和24年4月1日から同年12月1日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と同じである上、厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人は同年12月1日に被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、駐留軍施設の所在する都道府県知事が国の機関委任事務として事務手続を行っていたが、A事業所があったD県は、申立人の申立期間に係る資料等は見当たらず確認することができないと回答している上、都道府県の事務を引き継いだE防衛局にも、申立期間に係る申立人の記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間においてB事業所で電話交換手

として働いていたと述べている。

しかしながら、B事業所は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所であることを確認することができない上、駐留軍施設であったことも確認できない。

また、申立人は、B事業所で電話交換手の仕事をしていた同級生が退職することになったことから、仕事を引き継いだと供述しているところ、当該同級生にも、同事業所で勤務していたと推認できる期間の厚生年金保険加入記録が確認できない。

申立期間③については、申立人は、当該期間においてC事業所で通訳として働いていたと述べている。

しかしながら、E防衛局が保管しているF県G課の昭和26年度賃金台帳及び27年度退職者賃金台帳により、申立人は、当該期間において同G課から給与の支払及び厚生年金保険料の控除がされていないことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 793

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月27日から32年5月1日まで
昭和27年10月から33年3月まで継続してA社に勤務していたが、姓が「B」から「C」へ、さらに「D」に変わった時期の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言及び事業主が提出した勤務証明書により推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に申立人と共に勤務していたとする事業主の妻である申立人の実母も、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

また、A社を継承するB社は、「50年以上前の話で当社に厚生年金保険料の控除が分かる資料は一切無い。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和27年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年4月27日に資格を喪失しており、さらに、前回とは異なった厚生年金保険被保険者番号により、32年5月1日に資格を取得し、33年4月1日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間に健康保険番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 30 日から 28 年 4 月 1 日まで
昭和 27 年 10 月から A 社（後に、B 社）に勤務し、28 年 3 月下旬に農作業のため 2 か月の休暇を申し出たところ、事業主から駄目だと言われ、同年 3 月 31 日に退職したことを明確に記憶している。勤務した期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入記録は 27 年 10 月の 1 か月のみとなっている。28 年 4 月 1 日までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立期間において、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚からは、申立人の申立期間に係る A 社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできない。

また、A 社は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 年 1 日から平成 7 年 7 月 1 日まで
当時勤務していたA社は経理担当者はおらず、給与関係及び社会保険関係事務は副社長のB氏が一手に行っていた。給与の遅配等は日常的な状態ではあったが、私の厚生年金保険料は給与から控除されていた。同事業所が保険料を社会保険事務所(当時)へ納付するのはかなり遅れていたようであった。会社は私の厚生年金保険資格取得届を出していなかったようで、私の厚生年金保険の記録は無いとのことだが、給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社会保険事務所(当時)が保管する滞納処分票事跡欄への申立人名の記載及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同僚であったとする者は、A社において厚生年金保の被保険者となっていない。

また、A社は、既に廃業しており、人事記録等の関連資料を確認することができない。

さらに、事業主は既に死亡している上、副社長及び同僚の連絡先も不明であり、これらの者から供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないこと

を知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

上記の滞納処分票によると、申立人が、昭和 63 年末から平成 7 年にかけて A 社経理担当者として滞納保険料の納付について C 社会保険事務所と頻繁に折衝していることが確認できることから、申立人は申立期間において、当該事業所の経理責任者であったことがうかがえる。

これらのことから、仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から31年6月3日まで
(A社)
② 昭和31年6月3日から32年3月1日まで
(B社)
③ 昭和32年3月1日から同年4月16日まで
(C公団D事務所)

申立期間①について、A社はE市F町にあり、G社長、実姉のH、Iと私の4人で生活していた。工場長はJ氏だった。申立期間②について、A社のお客様だったB社に用度係として勤務していた。申立期間③について、昭和32年3月にC公団D事務所(現在は、K社)に運転手として勤務した。同年4月に同公団L支社に転勤になった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間において、A社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社に係る厚生年金保険の新規適用日は昭和34年9月1日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しており、事業主も所在が不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

2 申立期間②については、同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は昭和46年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時、B社で申立人と同じ用度係であった二人の同僚は、一人が死

亡しており、もう一人は回答が得られないことから、申立人と同様の業務を行っていた者の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は昭和 32 年 3 月に C 公団 D 事務所に採用され、同年 4 月に同公団 L 支社に転勤したと供述しているところ、K 社から提出された人事記録カードから、申立人は同年 3 月に C 公団 L 支社 D 事務所に臨時職員として採用され、34 年 10 月まで同事務所に在職していたことが確認できる。

また、K 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 32 年 4 月 16 日であることが確認できる。

さらに、K 社は、「当時の臨時職員の厚生年金保険の加入手続については、どのような取扱いをしていたか分からない。」と回答している。

- 4 申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 15 日から 52 年 6 月 15 日まで
昭和 50 年 6 月 15 日から 54 年 4 月 11 日まで母の弟が経営する A 社に勤務したが、50 年 6 月 15 日から 52 年 6 月 15 日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る昭和 50 年から 54 年までの所得税源泉徴収簿では、50 年 6 月から 52 年 5 月までの期間において、給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社の元事業主の妻から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人は昭和 52 年 6 月 15 日に被保険者資格を取得していることが記載されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、同年 6 月 15 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。